

# 新旧対照表

記載事項に変更がございましたので、下記の通り訂正いたします。

## 重要事項等説明書 4. 引受条件(保険金額等)等

### 4. 引受条件(保険金額等)等

(旧) 保険金額(保険金月額)は「ローンの年間返済予定合計額(ボーナス返済額を含みます。)を12で除した額(100万円を限度とします。)」となります。その他の引受条件、保険料(保険料相当額)、保険料の払込方法等については、パンフレット、および加入依頼書兼告知書に記載しておりますのでご確認ください。なお、団体のご加入人数が10名を下回った場合には、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。

### 4. 引受条件(保険金額等)等

(新) 保険金額(保険金月額)は「各月のローン返済月額(ボーナス返済額の加算がある月はそれを含み、100万円を限度とします。)」となります。その他の引受条件、保険料(保険料相当額)、保険料の払込方法等については、パンフレット、および加入依頼書兼告知書に記載しておりますのでご確認ください。なお、団体のご加入人数が10名を下回った場合には、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。

## 重要事項等説明書 8.2. お支払いする保険金

### 2. お支払いする保険金

(旧) 支払対象外期間(保険金をお支払いしない期間)終了後の就業不能である期間1か月につき、ローン返済月額※(平均月間返済予定額)を1回の保険事故につき最長1年間お支払いします。ただし、月額100万円を限度とします。  
 ※ローン返済月額が、平均月間所得額を上回る場合は、平均月間所得額を限度に保険金をお支払いします。  
 (注) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日とみなして日割計算します。

### 2. お支払いする保険金

(新) 支払対象外期間(保険金をお支払いしない期間)終了後の就業不能である期間1か月につき、ローン返済月額を1回の保険事故につき最長1年間お支払いします。ただし、月額100万円を限度とします。

## 重要事項等説明書 <用語のご説明>

### <用語のご説明>

用語	用語の定義
被保険者	保険の対象となる方で、りそな女性向け住宅ローン「凧next」を借り入れた方(ローン債務者)をいいます。
身体障害	ケガ(ケガの原因となった事故を含みます。)および病気をあわせて身体障害といたします。
就業不能	被保険者が身体障害を被り、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できなくなった状態(具体的には入院していること、もしくは医師の指示に基づき自宅療養していることを指します。)をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業不能とはいいません。
支払対象外期間(保険金をお支払いしない期間)	就業不能が開始した日から起算して30日間をいい、この期間については保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して保険金お支払いの限度となる期間をいいます。
ローン返済月額(平均月間返済予定額)	返済予定額をもとに計算した次の①または②の額をいいます。 ①保険金支払開始初年度 支払対象外期間終了日の翌日から起算して将来に向かって12か月の返済予定額を12で除した額。ただし、債務の返済の終了により、残りの返済回数が12回に満たない場合は、残りの返済回数で除した額とします。 ②保険金支払開始後2年度目以降 支払対象外期間終了日の年応当日の翌日から起算して将来に向かって12か月の返済予定額を12で除した額。ただし、債務の返済の終了により、残りの返済回数が12回に満たない場合は、残りの返済回数で除した額とします。
平均月間所得額	就業不能が開始した日の属する月の直前12か月の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業不能が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の期間における平均月間額とします。
保険対象期間	普通保険約款および債務返済支援特約に基づく保険契約に被保険者が最初に加入した時から、重要事項等説明書 契約概要 6. 脱退事由に記載の脱退事由に該当する時までの期間をいい、保険期間の終了時において保険対象期間中である被保険者は、特にお申し出がないかぎり継続契約の被保険者となります。

### <用語のご説明>

用語	用語の定義
被保険者	保険の対象となる方で、りそな女性向け住宅ローン「凧next」を借り入れた方(ローン債務者)をいいます。
身体障害	ケガ(ケガの原因となった事故を含みます。)および病気をあわせて身体障害といたします。
就業不能	被保険者が身体障害を被り、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できなくなった状態(具体的には入院していること、もしくは医師の指示に基づき自宅療養していることを指します。)をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業不能とはいいません。
支払対象外期間(保険金をお支払いしない期間)	就業不能が開始した日から起算して30日間をいい、この期間については保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して保険金お支払いの限度となる期間をいいます。
ローン返済月額	毎月返済額(ボーナス返済額の加算がある月はそれを含みます。)をいいます。
保険対象期間	普通保険約款および債務返済支援特約に基づく保険契約に被保険者が最初に加入した時から、重要事項等説明書 契約概要 6. 脱退事由に記載の脱退事由に該当する時までの期間をいい、保険期間の終了時において保険対象期間中である被保険者は、特にお申し出がないかぎり継続契約の被保険者となります。